

令和5年度第5回石狩市介護保険事業運営推進協議会

開催日：令和6年3月25日（金）

時 間：18：00～19：00

場 所：りんくる2階 リハビリ室

傍聴者：無し

【出席者】

委 員：丸山会長、一條委員、木元委員、西本委員、平野委員 三上委員、
築田委員 計7名

事務局：保健福祉部長宮野、高齢者支援課長滝、地域包括ケア課長内藤、伊藤課長、吉
田課長、富木主査、小島主査、二上主査、丹羽主査、藤谷主査、松木主査、青
木主任 計12名

議事録

【丸山会長】

それでは令和5年度第5回石狩市介護保険事業運営推進協議会を開催いたします。
それでは議案第1号についてお願いします。

【事務局：地域包括ケア課 二上主査】

議題第1号「令和6年度石狩市地域包括支援センター運営方針（案）」についてご説明いたします。資料1をご覧ください。この運営方針の大本は、石狩市高齢者保健福祉計画・第9期計画であり、この計画に基づいて「石狩市地域包括ケア推進のための基本方針」をまとめ、地域情勢等も鑑み、毎年作成しているものです。そして地域包括支援センターはこの方針をベースに事業計画を立て、日々活動しております。昨年度からの変更点をご説明いたします。

はじめに2ページをご覧ください。項目1基本方針です。はじめに訂正があります。2行目7項目とありますが、正しくは、6項目となります。申し訳ありませんが、修正をお願いいたします。

四角で囲っている中の石狩市地域包括ケア推進のための基本方針ですが、石狩市高齢者保健福祉計画・第9期介護保険事業計画に基づき記載のとおりまとめました。

さらに、項目2重点的な活動項目について、生活支援体制整備事業との連携強化は昨年度、新規で盛り込みましたので、継続して実施します。

次は4ページをご覧ください。項目6組織・運営体制等（1）③アです。保健師に準ず

る者の資格要件が一部改正されましたので、石狩市の取扱いを追加しました。昨今人材確保が非常に困難となっており、地域包括支援センターにおいても例外ではないことから、国の基準を満たしつつ柔軟な人員配置を行いセンターの機能維持強化に努めます。

次は9ページをご覧ください。項目7センター個別業務について(3)に⑩を追加しました。令和6年4月から、居宅介護支援事業所が介護予防支援の指定を受けて実施することが可能になります。その際、地域包括支援センターが行う包括的・継続的ケアマネジメント支援業務に介護予防サービス計画の検証を行うことが追加されました。

最後は10ページをご覧ください。同じく項目7センター個別業務について(4)を改訂しました。地域課題を検討する地域ケア会議は石狩圏域の地域包括支援センターにおいては、センター担当地区の他、石狩圏域の3センター合同で開催するものとしていましたが、地域課題に応じて、担当地区や圏域を超えて合同開催というように臨機応変に開催できるものとします。

以上の追記変更を加え、地域包括支援センターがより良い活動ができるよう努めて参ります。私からは以上となります。

【丸山会長】

地域包括支援センターの次年度からの運営に関しましてお答えいただきました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【築田委員】

2点ほど教えて欲しいのですが、1点目は、2ページの※の予防的地域支援の部分で、予防とは具体的にどの行為を指すのか、このような話を地域包括支援センターの中で話し合っているのかどうか。

2点目は、7ページ上の後見関連の部分で、後見人、保佐人、補助人の3つの立て分けの部分も教えていただきたい。

【事務局：地域包括ケア課 二上主査】

予防的地域支援というのは、市と地域包括支援センターとで協議をしており、包括連絡会や地域包括支援センターとの毎月の打ち合わせの中で、ケースに対する検討会を随時行っていて、その中で予防というのはどのような事をするか予防になるか常に検討している状況です。

【丸山会長】

どのような検討をされているのか少し具体的にご説明願います。

【事務局：地域包括ケア課 二上主査】

具体的に明確な項目はないのですが、ケースに応じてその方が介護サービスを利用したとしても、少しでも自立した生活ができるように何ができるか検討するような視点を持つという事になります。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

少し補足しますと、我々が扱うケースというのは、症状が重くなった後だったり、処遇が非常に困難になる状況になった時に、初めて出会ったり、処遇のやり方としても施設入所しかないことが非常に多いという事が課題となっています。

そのため、ケースを踏まえた上でもっと早く会うためにはどうしたらいいのか、その人たちにどのような社会支援があったら地域の中でより自立した生活が続けられたか、そのような視点をもってやっていきましょう、ということをケース会議等で積み上げています。そのような内容を地域包括支援センターや、地域の方も入っていただく中で、実施しているところです。

後見人、保佐人、補助人の件ですが、契約能力によって、後見・保佐・補助というのが分かれていまして、後見人は、ほぼ契約能力が本人ではできない状態の方に対して、その方の意思決定を補助しながら後見人として決定していく事になります。保佐・補助の連携になりますとご本人の意思がある程度ははっきりしている場合に保佐・補助累計で本人の意思を確認しながら契約を進めていきます。

【築田委員】

もう少し質問よろしいでしょうか。保佐人・補助人というのはどういう人選の仕方をしているのか。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

石狩市の場合、成年後見センターが中核機関となりますので、中核機関である程度後見人ですとか、このような職種の後見人が良いのではないか、と家庭裁判所に提案をして、最終的な判断自体は家庭裁判所がします。

今は中核機関がそのようなことを直接出来るようになってきているので、この人は最初、弁護士が良いのか、弁護士で落ち着いたら司法書士が良い等、以前よりは詳しく提案することができるようになってきています。そして最終決定は家庭裁判所がするという事になります。

【丸山会長】

他の方は質問いかがでしょうか。

【西本委員】

2 ページ目の重点的な活動項目の一番上に地域包括支援センターの周知評価と記載されており、それをふまえた 5 ページの⑥住民関係機関の周知についてなんですが、あくまでも意見として捉えていただけるとありがたいです。

それぞれ圏域の地域包括支援センターで事業計画を作成されると思いますが、作成される際、圏域によっての地域性は当然あると思います。特に浜益・厚田、それと石狩の三圏域。

当然、周知の仕方や周知をするポイント等、地域性が全然違うと思います。前回協議会のアンケートでは住民の地域包括支援センターの認知度がまだ上がっていないことが課題だということを捉えてらっしゃったと思います。

どのように圏域によって周知をしていくかというところをもう少し具体的に地域性に応じて計画を立てていただけると、それぞれの地域包括支援センター事業計画として、我々もどのように周知をしていくのか見えてくると思います。

是非、それぞれの地域包括支援センターがそれをご提示いただけるとありがたいです。

以上意見を一つ添えさせていただきたいと思います。

【丸山会長】

ご意見としてでよろしいでしょうか。

現在エリアに分けて何かされているということは現時点でまだないでしょうか。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

厚田・浜益圏域は、逆に周知をしなくてもほぼご存じで、周知が進んでいると言えます。特に石狩圏域では委託包括となっていますので、その周知が重要になっていると思います。

以前も西本委員からこのようなお話をいただきました。私たちも色々とあらゆる手段を使って周知活動をさせていただいて、これからも周知は一番重要なことだと認識をしておりますので、引き続き今までの手法にプラスアルファで何かを加えていかなければならないと思っております。我々だけで考えていると今までどおりの固定した内容になってしまうので、良い案がありましたらご一報いただければと思います。委託包括の方でも実行していきたいと思いますのでどうぞよろしくお願い致します。

【西本委員】

我々も地域で活動していることもありますし、その中で皆さんにお知らせできることもあるのではないかと考えています。

内藤課長もおっしゃっていましたが行政が考えてというよりも、それぞれの地域包括支援センターでそれぞれの考え方、カラーというものをハッキリさせてくれた方が活動としては、活きた計画になるのではないかと思います。是非そこを強く推していただければ、ありがたいです。行政の方のお考えはわかります。これ以上、行政に何か求めるという事

は立場上、難しいと理解していますので。後は委託を受けているそれぞれの地域包括支援センターが具体的に考えます、といったことを表してもらえるのが一番良いかと思います。型にはめた計画より各包括の具体的な計画で、うちはこの様にやるということを示していただけることを是非押していただきたいと思います。

【丸山会長】

他の委員の方はいかがでしょうか。

【木元委員】

居宅支援事業所のケアマネージャーの立場からご質問、要望なのですが、11 ページの(5)の介護予防計画ケアマネージャーの予防支援の部分の①、指定居宅支援事業所へ業務の一部、委託する場合の関する部分で中丸の1つ目で、事業所選定の公正性、中立性を確保するために50%上限としますと書いている点についてです。

要介護状態になった場合に要介護の方をどここの指定居宅介護事業所に振っているか知りたいです。委託予防のケアマネジメントは単価も安く、居宅支援事業所はそんなに再委託を受けたくはないと思っている事業者が多く、更には人材不足中、限られた人員の中で再委託を受けるのは厳しくなっております。要介護状態の総合相談があった場合、要介護状態の利用者をどこに紹介しているのか、あるいは予防給付から介護給付になった場合、その利用者をどこの事業者で紹介しているのか知ることができたら良いかと思います。

そういう仕組みを作るのは難しいと思いますが、そんなに件数も多くないかも知れませんが、そのようなことを知ることができたら公正中立性を確保できると思いました。

また、委託先の介護支援事業所が開催するサービスする担当者会議に出席する～の部分で、言葉尻の細かい話にはなりますが、出席するよう努めます、と言った方が再委託を受ける介護支援事業所としては良いのかなと思います。

事業所と担当者会議の日程調整をして、ご本人家族と担当者会議の日程調整をして、更にこの文章だけを見ると地域包括支援センターを必ず呼ばないとダメという事になると、足かせになってしまう可能性があります。本来事業を行うにはどんどん再委託を増やさなければならぬので、務めるという努力義務の表現が良いのかと思います。

もう一つが令和6年度に改正になる、指定居宅介護事業所も介護予防支援事業所の開設ができるという9ページの⑩下の方に記載がありました。

実際には介護予防支援事業所の開設をどの時期を目途に検討しているのか、石狩市の考えや今後の流れがあれば教えて頂きたい。

札幌市は5月1日から始めるという事で、申請書とかもでていたかなと思います。

【丸山会長】

特に二点目の言葉の問題ですが、義務なのか努力義務なのかはかなり変わってきますの

で、その辺の見解も事務局からお答えいただきたく思います。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

一点目の木元委員の質問は、ご要望・ご意見として承りました。

どのようなことができるか、できないか各包括で検討してお示ししたいと思います。

二点目の再委託先の会議の件ですが、一応地域包括支援センターが関与するというような意味合いからいきますと、この会議自体には、出席した方が良いかと思います。委託先がプレッシャーを受けているのであれば何か方法を考えなければならないとは思いますが、あくまで包括が責任を持って再委託をしているので包括がしっかりと関与していかなければならないと認識しているところです。

三点目の新たな制度の件ですが、市としましては各事業者に文章でお伝えしておりますので、4月1日開設で予定であれば3月15日ぐらいに出していただかないと間に合わない、受付自体は書式等も整備してあります。規則は4月1日の変更で準備しており、4月からはいつでも自由に受付できる体制に整えております。

【木元委員】

関与の部分で言いますと、例えばケアプランの確認は必ず地域包括支援センターに提出してコメントを頂いています。担当者会議の時に日程調整して、包括に担当者会議をしますといった時に「その日程だと出られません」と言われたら、再調整する手間が出てくるので正直再委託を受けたくないです。単価が安いのでということもあるので、そこは柔軟な対応を求めたいと思います。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

承知しました。

【丸山会長】

それではよろしければ、こちらの議題については、了承とさせていただきます。

【各委員】

(なし)

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

議題第2号の石狩市介護予防日常生活支援総合事業実施要綱の一部改正についてご説明いたします。

まず1番の改正主旨になります。介護予防日常生活支援総合事業のサービスのうち指定事業者により提供されるサービスの単価は、国が定める単価を参考として、市町村が定め

ることになっております。

令和 6 年度介護報酬改定に伴い、国が定める額について示されたため、当要綱で定めるサービス単価を一部改正します。

二番目の改正内容の①は記載とおりとし、令和 6 年 4 月 1 日からの適応となります。

(1) 石狩市訪問介護相当サービス費、これは従前相当のサービスでありまして、国が定める額と同額に改正をします。これはヘルパーのサービスになります。

新設としましては、高齢者虐待防止措置未実施減算は 1%の減算となります。

業務継続計画未実施減算も 1%の減算です。但し、これにつきましては一年間の猶予があり、令和 7 年 3 月 31 日適応猶予することとなります。

口腔連携強化加算の 50 単位が新たに新設されています。変更部分としましては、同一建物減算というものがありましたが、この減算の種類が 3 種類になりました。10%・12%・15%となり、条件によりまして、このように細かく細分化された次第です。

訪問介護につきまして、介護報酬の改定はマイナスの改定単価なりでしたが、総合事業につきましては同額で据え置かれております。

二番目はデイサービスなどの石狩市通所介護相当サービス費です。従前相当のサービスであり国が定める額と同額に改定します。新設の部分では高齢者虐待防止措置未実施減算が 1%、業務継続計画未実施減算も 1%となります。これも令和 7 年 3 月 31 日適応猶予することとなっています。但し、感染症の予防及び蔓延の防止の為の指針及び非常災害に関する具体的計画を策定しない場合はこの限りでない、というわかりづらい表現なのですが、条件によっては減算、猶予しませんよ、というように書かれております。

事業所が送迎を行わない場合、片道につき-47 単位という減算が新設されております。

次は変更になります。週 1 回程度の通う場合の通所型サービス費の月額単価が変更になり 1672~1798 単位となります。週 2 回程度通う場合は 3428~3621 単位に変更となります。選択的サービス複数実施加算も変更になりまして、一体的サービス提供加算 48 単位に統一されております。

次は廃止です。運動器機能控除加算と事業所評価加算がそれぞれ廃止になります。

(3) 石狩市通所型サービス費 A ですが、これは比重を緩和したサービスであり、積算根拠を(2)の基本報酬額の 80%としているため改正をしていきます。基本単位通所型サービス費で週 1 回程度通う場合は月額が 1338~1438 単位となり、週 2 回程度が月額 2742~2897 単位に変更しました。

(4) 介護予防ケアマネジメント費について、ケアマネジメント費 A につきましては従来のサービスで国が定める額と同額に改正となります。新たにできました高齢者虐待防止措置未実施減算は 1%、業務継続計画未実施減算も 1%となっており、令和 7 年 3 月 31 日まで適応猶予となります。

変更部分としまして単価がケアマネジメント費 A の 448 単位から 442 単位に変更となっております。ケアマネジメント費 B は、基準を緩和したケアマネジメントでありますけど、

B1 つきまして、開始月については上記と同額設定の為、改正をします。ケアマネジメント費 B1 は 438 単位から 442 単位に改正します。そしてケアマネジメント費 B2 になりますが、開始月の翌月移行については現状単価にケアマネジメント費 A の増加率を乗じた額に改正します。ケアマネジメント費 B2 が 330 単位でしたのがおよそ 1 % の増額で 333 単位となります。

それでは 3 番目となります。改正内容を②になります。これは以下のとおりとし、令和 6 年の 6 月 1 日の適用で、今回の改正が 4 月 1 日と 6 月 1 日の二段階に分かれております。6 月 1 日からの適用につきましては介護職員の処遇改善加算につきまして、今まで改善加算やベースアップ加算等がありまして、非常にわかりづらい制度だったのですが介護職員等処遇改善加算というものに統一され、少しわかりやすくなったのではと思います。非常に難しい制度になっておりますので参考までに次の 4 ページに人数を付け足しています。非常に細かく、難しく分散していたのですが、一本化して整理がされていると思います。

【丸山会長】

報酬改定のこと、ご説明いただきました。
他に質問ございますでしょうか。

【平野委員】

訪問介護の基本報酬は減額になったのですが、総合事業の方はこのまま据え置きということですね。同一建物減算についてですが、今回私の事業所はヘルパーさんを雇うことが困難で、地域のニーズを拾うことがなかなか難しく、地域の訪問を縮小し、施設の訪問介護を充実させることに今、動いています。事業所が増えている現状、介護保険制度も同一建物減算ということで、同じ事業所で移動距離もないということでの減算だと思うのですが、そこは市としても同じような考えでの減算なのかご確認させていただきたい。

もう一点、通所介護の件ですが、現在通所介護を運営しておりまして総合事業の方たちの受け入れが運営する上で難しくなっているのが現状で、実際 30 人定員で総合事業の受け入れが 10% 未満でなくなっているのが現状です。受ければ受けるほど経営が困難になってきてしまい、地域の実情としては、リハビリテーションや外出支援が必要な方たちがいるにも関わらず、我々事業所が受け入れに躊躇するという実状があります。かといって、訪問看護のリハビリテーションも 1 年後には減算されるため、地域の元気な高齢者が体力や機能を維持することが、自分たちの自助努力だけだと結構大変な状況です。町内会活動でしたり、サービス外での生活充実をしていかないと総合事業の方たちの行き場がなくなってしまう懸念があります。インフォーマル的なサービスの充実を検討して頂きたいと思います。元気な方の行き場所がなくなることを懸念しております。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

一つ目の同一建物減算につきましては、基本的に市の要綱につきましては国と同様にすることを原則として考えておりますので、国が告示を変えたものに従い変えています。

基準緩和につきましては、複雑な制度にしたくない思いがあり、色々と減算・加算がありますが、それを平坦にして基本料金みたいな形にできるだけしています。

総合事業の方々の受け入れが困難という事で、喬成会さんはお感じになっているというのですが、元気な方であれば基本は総合事業ですとか、介護保険事業をご利用なさらないのかと思います。それ以前に地域の中で高齢者が生き生きと生活できるようなシステムを作っていくには、高齢者が出かけていく役割があったり、出番があったり、そのような地域社会を作らなければならないだろうなと感じております。地域包括ケアシステムで一番大事なのは、コミュニティベースであると言われております。コミュニティをどう作るのか、各包括支援センターが地域包括ケアシステムを回していくために努力をしていきたいと思っております。

やはり現状、耳にすることは地域の中でも人材が不足しており、介護職員だけではなく、地域の中で役割を担う人がいないということです。高齢者でも仕事している人はたくさんおり、75才まで働く人もいます。各町内会ですとか高齢者クラブの役員さんに聞くと、肩書を二十個持っている人もいるくらい、そのようなことが起こっているのが現状だと認識しています。

ですから地域の人材だけに頼って、何か地域の中でシステムを回していきましょう、というのは限界にきているのではないかと我々も感じているところです。そこで、どのように行政が関与できるのか今後、長いスパンでやっていかないといけない、と認識を持って今後も検討してまいります。

【平野委員】

私たちの事業だけではなく、できるだけ地域の皆さんと一緒に自分たちの事業計画を進め、皆で健康観を高めていけるような取り組みを、と思ひまして引き続きお願いしたいと思ひます。

【丸山会長】

地域包括ケアシステムを推進するということであれば、理念は国も行政もわかっているのですが、実際にどう進めていくかという事は、地域の事情に応じて包括が中心になっていくと思ひますし、かなり工夫や色々な尽力が必要になってくると思ひます。包括だけでできることではありませんし、活動している事業所の方ですとか、行政と色々な方と協力していく必要があるかと思ひます。

他の委員の方はいかがでしょうか。

【築田委員】

私は専門家ではないのですが、この資料を見て全然わからないのですが。4 ページに処遇改善に係る加算と大きく書かれていまして具体的に何円かという世界の中で、例えば今まで 1000 円で利用していた人がいたとして事業所としてはどのくらい運営費が上がっていくのでしょうか。見えるような数字が欲しいです。

【事務局：地域包括ケア課 内藤課長】

具体的な数字は中々でない状況で、各事業所さんで職員さんの賃金などで変わってくるので、具体的に言うのは難しいです。

もしかすると、西本さんや木元さんに聞いた方がより具体的にわかるのではないのでしょうか。

【西本委員】

処遇改善加算というのは、サービスを提供する要介護 1 でサービスを使った場合、何単位請求できますといったもので、例えば 1,000 単位だとした時に 22.4%加算し、その 22.4%分処遇改善加算として請求できます。そして 22.4 円が事業所にそれが入ってきます。介護職員の処遇ですから、それをそのままお給料に全て充てなければならないとされており、事業所で運営に活かすということはできません。処遇改善加算で受けた額は全部介護職員の処遇に充てることとされています。

ただ比率というのは事業所や利用者によって介護職員何%というルールはあるのですが、決めることができますので、全て加算分は介護職員の処遇に充てることができると思っただけだったらよろしいかと思います。具体的な金額を言うのが適切かわからないのですが、うちの介護職員だと、特別養護老人ホームとショートステイとデイサービスと 3 つの事業になりまして、規模が非常に大きくて介護職員に月額で言うと 3 万円付与されます。それ相応の処遇改善になっているかと思います。月 3 万円、年間で 36 万円、当然それだけでは払いきれない余りが出てきた分を、年度末に一時金として、余り分を全部あげますということもありますので結構な額になります。

物価高もありまして、2～5 月だけ国が補助金として支給し、更に上乗せされます。6 月以降が介護報酬の加算にのってきます。全部合わせるとおそらく 3 万円位になるのではないかと思います。

そういった仕組みになっているので、事業所によるかもしれませんが、介護職員は潤っているはずですよ。うちの法人では介護職員一人当たり 3 万円+年度末に一時金として 20 万くらい支給されるので、年間だと 50、60 万円位は処遇改善を算定していれば付与されます。

そういう仕組みの制度ですが、これを受けるには事業所としてそれなりに取り組まなければならないことがたくさんあり、大きな事業所だとできますが、たくさん研修しなさい、

とかキャリアアップの制度を作りなさいとか、いろいろあるので小さな事業所は難しいかと思います。

よって小さい事業所は、この加算を算定しません＝介護職員の処遇は上がりません、ということになります。大きなところはやりやすいという仕組みになっております。額は参考ですが、何となく理解していただけたでしょうか。

【丸山会長】

今ご説明いただいた 3 万円というのは、今回の改正でというのではなく、元々処遇改善加算がでついていたということですかね。

【西本委員】

そうですね。今回の改正でもう少し上がるのですが。今までの処遇改善加算でそれくらいの金額になるということです。

【丸山会長】

元々の基準となる額が低いというのも国が加算制度を作っている理由でして、3 万円という額から考えると結構高いですが、元々の額がかなり低いのでそれが大きな課題になっていると思います。

加算があったとしても一般業種からしたら数字が低いので、そのことで人材が他のところに行ってしまうという課題は残っているのかと思います。

【西本委員】

一般企業の全業態の平均年収が 440 万円とされていますが、介護職員に関してはそこには全然至りません。これを受けることによって 440 万円を何とか超えましょうというのが、この加算の目的であったりするので、全産業の平均賃金を 3 万円毎月もらっているから大幅に超えることは全然ありません。会長がおっしゃったとおり、他の産業と肩を並べられるところまでいけるかどうかという状況です。国で単価が決められているため、いくら頑張っても売上を上げることができず、アップが決められている事業なので、国が頑張っても単価を上げてくれないと、僕らが上げられる報酬は決められている。単価を上げていただくことが介護職員の待遇を上げることになり、それが介護職員の人材確保とかに繋がっていく。

ただそうするということは、一般市民の保険料が上がってしまう。そこはお互いに持ちつ持たれつでやらないといけなくて、保険料が上がらないと僕らの報酬が上がらないので給料も上がらない、人材も確保できない、といったような中々大変な事業です。そもそも制度自体が破綻しているのではないか思うのですが、大変な状況ではあります。

【丸山会長】

それではよろしければ、こちらの議題については、了承とさせていただきます。

【各委員】

(なし)

【丸山会長】

事務局から連絡ありますでしょうか。

【事務局：高齢者支援課 松木主査】

委員の皆様へ 3 年間かけて協議して頂きました「石狩市高齢者保健福祉計画及び第 9 期介護保険事業計画」ですけれども、石狩市議会において計画の策定等に係る、条例の一部改正案が可決したこと、本計画が決定したことをご報告いたします。決定しました計画に関しましては、今日お手元にお配りしたものとなります。

【事務局：保健福祉部 宮野部長】

事務局の新年度で異動がありますので、ご報告させていただきます。

保健福祉部長の私ですが 4 月から他部署に異動となりまして、新たに保健推進課長の富木が 4 月付で新福祉部長として着任いたします。機構改革がありまして保健福祉部から福祉部に名称も変わります。

また、地域包括ケア課長の内藤ですが役職定年制度によりまして 3 月末に現在の課長職を解かれることとなります。

新課長として現在、子供相談センターのセンター長として勤務している宮が新地域包括ケア課長として着任することになっています。この 2 名が異動することになります。

委員の皆様におかれましてはこの任期の 3 年間、第 9 期介護保険事業計画等、熱心にご検討いただきまして、本当にありがとうございました。改めまして感謝申し上げます。

【事務局：高齢者支援課 滝課長】

3 年間、委員の皆様、関わっていただきありがとうございました。今日で 3 年間の今期の委員の皆様としての最後になりますので、会長から一言頂きたいと思います。宜しくお願いいたします。

【丸山会長】

本件 2024 年から 3 年間進めてまいりました。ちょうどコロナ化で大変な時期だったと思うのですが、本協議会におきましては全て対面で実施することができました。皆様の審議によって高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画、並びに地域包括支援センターの運営

協議会として検討を進めることができました。熱心な議論をいただきましてありがとうございます。

事務局におきましては十分な準備、資料作成していただきありがとうございました。

石狩で色々な活動をして各地にも出向く機会がありました。石狩は札幌の隣の町にもかかわらず、来る機会がこれまでに無かったのですが、実際に活動してみると、人の豊かさと自然の豊かさ、文化的な豊かさ等、すごく魅力的な場所だと実感いたしました。

魅力が中々伝わらない、気づいていない等の現状はありますが、石狩はこれから色々な事業が始まります。期待されていますし、今後、活気が出るのではないかと期待しています。これからも色々な機会をつうじて携わっていきたいと思っております。

私の方は今期、委員としては終了いたします。今後も同じ業界、同じ福祉の現場でありますので色々なご指導いただきたいと思いますし、今後ともよろしく願いできればと思います。どうもありがとうございました。

以上をもって令和5年度第5回石狩市介護保険事業運営推進協議会を終了致します。

【19:00 閉会】

令和6年3月29日 議事録確定

会長署名

丸山正三

